

令和8年度

特定子ども・子育て支援施設等確認指導・監査事前提出資料

ふりがな	〇〇ほうじん 〇〇〇〇かい
設置者の名称 (法人等)	〇〇法人 〇〇〇〇会
ふりがな	ふじさわ いちろう
代表者の氏名	藤沢 一郎
主たる事務所の 所在地	(〒 251 - 8601)
	藤沢市朝日町1-1
	(電話番号) 0466-50-3562 (FAX番号) 0466-22-1136 (E-Mail) fj1-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp

※居宅訪問事業等、事務所を設けずに事業を行う場合は所在地は記載不要

ふりがな	〇〇ようちえん		
施設の名称	〇〇幼稚園		
ふりがな	ふじさわ じろう		
施設長の氏名	藤沢 二郎		
施設の 所在地	(〒 251 - 8601)		
	藤沢市朝日町1-1		
	(電話番号) 0466-50-3562 (FAX番号) 0466-22-1136 (E-Mail) fj1-kodomo-se@city.fujisawa.lg.jp		
開設年月日 (事業開始年月日)	2015 年 4 月 1 日	定員	〇 人

確認年月日	2019 年 10 月 1 日
-------	-----------------

資料作成者 職・氏名	藤沢 三郎
---------------	-------

3. 領収書及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付（運営基準第56条）

(1) 施設等利用給付認定保護者に対して、必要事項が記載された領収書及び提供証明書を交付しているか

ア 施設等利用給付認定保護者に対し、領収書及び提供証明書を発行している

はい いいえ

イ 特定費用を徴収している場合、領収書には利用料の額と特定費用の額を区分して記載している

はい いいえ

ウ 特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、内容、費用の額（特定費用の額は除く）、その他必要な事項を記載した提供証明書を交付している

はい いいえ

エ 利用料の支払状況、支払額を管理している

はい いいえ

【法定代理受領】の場合

法定代理受領の場合の利用料は、市から支払いを受けた施設等利用料を控除して得た額を領収証に記載しているか

はい いいえ 利用料が無償化上限額以内である

4. 法定代理受領の金額の明示（運営基準第57条）【法定代理受領の場合のみ回答】

(1) 施設等利用料を法定代理受領している場合は、その額を保護者宛に明示している

はい いいえ

5. 施設等利用給付認定保護者に関する市への通知（運営基準第58条）

(1) 特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知している

ア 施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為を行った場合、市に通知している

はい いいえ

※ 事態が発生していない場合は、発生した場合を仮定して回答してください。

6. 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則（運営基準第59条）

(1) 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取り扱いを強いていない

ア 施設等利用給付認定子どもに対して、差別的な取り扱いをしていないか

はい いいえ

7. 秘密保持等（運営基準第60条）

- (1) 職員及び管理者並びに職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていない
- ア 施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密に関する管理・保管方法について、法人内の規定等に整備されているか
- はい いいえ その他（ ）
- イ 施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密の取り扱いについて、適切な指導等がされているか
- はい いいえ その他（ ）
- (2) 小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ている
- ア 特定子ども・子育て支援施設等が小学校、他の特定子ども・子育て支援施設等その他の機関に対して施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供することを施設等利用給付認定保護者との間で書面による合意を取り交わしているか
- はい いいえ その他（ ）